

事務連絡
平成 20 年 11 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）

薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

生理処理用品製造販売承認申請等に関する通知等の正誤表送付について

「都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部改正について（平成 20 年 3 月 18 日薬食発第 0318005 号厚生労働省医薬食品局長通知）」、「生理処理用品製造販売承認基準について（平成 20 年 3 月 18 日薬食発第 0318008 号厚生労働省医薬食品局長通知）」、「生理処理用品材料規格について（平成 20 年 3 月 18 日薬食審査発第 0318004 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長通知）」及び「生理処理用品の製造販売承認申請等に関する質疑応答集（Q & A）について（平成 20 年 3 月 18 日厚生労働省医薬食品局審査管理課事務連絡）」につき、今般、訂正すべき事項があることから、別添のとおり正誤表を送付いたします。



正誤表

【薬食准第0318005号】			
項目	項目	誤	誤
2 行	1 11 2 委任品目の審査の基本的な考え方	認に係る審査は、同告示及び平成20年3月18日薬食准第0318008号医薬食品局長通知	認に係る審査は、同告示及び平成20年3月18日薬食准第0318008号医薬食品局長通知
【薬食准第0318008号】			
項目	項目	誤	誤
別添1 1 別添1 1 別添1 1 別添1 4 別添1 4 別添1 6 別添1 6 別添1 6 別添2 2 別添2 4 別添2 4	第2 2. 色素 第2 2. 色素 第2 2. 色素 (1)試料の前処理 (3)標準液 ホルムアルデヒド標準液 ア.ホルマリンの標準液 (3)標準液 ホルムアルデヒド標準液 ア.ホルマリンの標準液 No. 29 エチレン-酢酸ビニル共重合体(2) 構成成分名 固定材の欄 No. 99 材料成分名の欄	本品(ただし、固定材を保護する材料を除く。)の質量を正確に量り試料とし、 なお、試料質量の60倍の水を加えても試験溶液が採取できないときは、 本品(ただし、固定剤を保護する材料を含む。)を平らに延ばし、 $C(\%) = 1.5013 \times (\frac{V_0 - V}{E} / 1000) \times (100 / 10) \times (1 / W) \times 100$ $C(\%) = 1.5013 \times (\frac{V_0 - V}{E} / 1000) \times (100 / 10) \times (1 / W) \times 100$ $E: 0.1\text{mol/L} \text{チオ硫酸ナトリウム液のフクター}\Omega$ ポリアミドエピクロルヒドリン樹脂液(1)	本品(ただし、固定材を保護する材料を除く。)の質量を正確に量り試料とし、 なお、試料質量の60倍の水を加えても試験溶液が採取できないときは、 本品(ただし、固定材を保護する材料を含む。)を平らに延ばし、 $C(\%) = 1.5013 \times (\frac{V_0 - V}{E} / 1000) \times (100 / 10) \times (1 / W) \times 100$ $C(\%) = 1.5013 \times (\frac{V_0 - V}{E} / 1000) \times (100 / 10) \times (1 / W) \times 100$ $E: 0.1\text{mol/L} \text{チオ硫酸ナトリウム液のフクター}\Omega$ ポリアミドエピクロルヒドリン樹脂液(1)
【薬食准第0318004号別紙生理処理用品材料規格】			
項目	項目	誤	誤
48 6 52 5 56 2 67 18 67 19 68 2	(4)標準品・試葉・試液 エピクロルヒドリン 水酸化カルシウム、pH測定用シリコン油 (項目の追加挿入) イオウ 定量法 イオウ 定量法 ウレタン繊維 純度試験 (1)色素	純度99%以上。 水酸化カルシウム、pH測定用シリコン油 シリコン油 四シユウ酸カリウム、pH測定用 ニシユウ酸三水素カリウムニ水和物、pH測定用を見よ。	パリウム試液を滴下する。これを水浴上で1時間加熱した後、沈殿物をろ取し、 よく洗う。これを恒量になるまで強熱した後、重量を量り、 ろ過し、そのろ液50mLをとり、ネスラー管に入れ上方から観察するとき、

頁	行	項目	誤	正
68	10	ウレタン繊維 純度試験 (4)残存イソシアネート 操作条件中のカラム	用オクタデシルシリル化シリカゲルを並てんする。	
70	12	ウレタンフォーム 純度試験 (2)残存モノマー 操作条件中のカラム	を化学結合させた6μmのシリカゲルを並てんする。	
71	14	エステルガム 純度試験 (3)重金属	40ppm以下(0.05g、第2法、鉛標準液2.0mL)	40ppm以下(0.05g、第2法、鉛標準液2.0mL)
71	18	エチレン・アクリル酸エチル共重合体	Ethylen-Ethyl Acrylate Copolymer (EEA)	Ethylen-Ethyl Acrylate Copolymer (EEA)
72	3	エチレン・アクリル酸共重合体	Ethylen-Acrylic Acid Copolymer (EAA)	Ethylen-Acrylic Acid Copolymer (EAA)
74	8	エチレン・酢酸ビニル共重合体エマルション 確認試験	2960～2850cm ⁻¹	2900～2850cm ⁻¹
84	13	ジベンゾチアジルシリルフロイド	332.48)である。	332.49)である。
84	9	ジベンゾチアジルシリルフロイド 確認試験 操作条件中のカラム	シリカゲルを並てんする。	シリカゲルを並てんする。
86	6	水素添加脂肪族芳香族共重合体樹脂 性状	本品は、トルエン、キシレン及びエチルエーテルに溶けやすく、	本品は、トルエン、キシレン及びエチルエーテルに溶けやすく、
87	1	水素添加脂肪族芳香族共重合体樹脂 確認試験	2600cm ⁻¹ 、1746cm ⁻¹ 、1498cm ⁻¹ 、 マトグラファー用オクタデシルシリル化シリカゲルを並てんする。	2600cm ⁻¹ 、1746cm ⁻¹ 、1449cm ⁻¹ 、 マトグラファー用オクタデシルシリル化シリカゲルを並てんする。
89	14	スチレン・エチレン・ブチレン・ステレンブロック共重合体 純度試験 (3)ステレン 操作条件中のカラム		
91	17	スチレン・エチレン・プロピレン・ステレンブロック共重合体 純度試験 (3)ステレン 操作条件中のカラム	ロマトグラファー用オクタデシルシリル化シリカゲルを並てんする。	ロマトグラファー用オクタデシルシリル化シリカゲルを並てんする。
92	13	スチレン・ブタジエン・ステレンブロック共重合体 確認試験	波数2920cm ⁻¹ 、2850cm ⁻¹ 、1601cm ⁻¹ 、1330cm ⁻¹ 、760cm ⁻¹ 及び 910cm ⁻¹ 及び700cm ⁻¹	波数2950cm ⁻¹ 、2850cm ⁻¹ 、1600cm ⁻¹ 、1452cm ⁻¹ 、965cm ⁻¹ 、 910cm ⁻¹ 及び700cm ⁻¹
93	18	スチレン・ブタジエン・ステレンブロック共重合体 純度試験 (3)ステレン 操作条件中のカラム	ロマトグラファー用オクタデシルシリル化シリカゲルを並てんする。	ロマトグラファー用オクタデシルシリル化シリカゲルを並てんする。

頁	行	項目	誤	正
94	↑ 6	ステレン-メタクリル酸エステル共重合体液 純度試験 (3)エビクロルヒドリン 操作条件中の分離管	せたものを差し込むする。	せたものを差し込むする。
98	↑ 9	デンブン-アクリル酸グラフト重合体部分ナトリウム塩 純度試験 (5)アクリル酸 第1法	ル酸のピーク高さ(Hs)を測定するとき	ル酸のピーク高さ(Hs)を測定するとき
103	↓ 8	非晶性プロピレン-ブテン-1共重合体 確認試験	1156cm ⁻¹ 、973cm ⁻¹ 及び730cm ⁻¹ 付近に カラム試波1滴を加えて混和し、	1156cm ⁻¹ 、973cm ⁻¹ 及び730cm ⁻¹ 付近に カラム試波1滴を加えて混和し、
112	↓ 10	ポリビニルアルコール 確認試験 (2)	トリウム液で滴定する(指示薬:フェノールフタレイン試波3滴)。	トリウム液で滴定する(指示薬:フェノールフタレイン試波3滴)。
112	↑ 8	ポリビニルアルコール けん化度	2950cm ⁻¹ 、2920cm ⁻¹ 、2840cm ⁻¹ 、1455cm ⁻¹ 、1375cm ⁻¹ 、1255cm ⁻¹ 、1165cm ⁻¹ 、	2950cm ⁻¹ 、2920cm ⁻¹ 、2830cm ⁻¹ 、1455cm ⁻¹ 、1375cm ⁻¹ 、1255cm ⁻¹ 、1165cm ⁻¹ 、
113	↑ 8	ポリブロピレン共重合繊維 確認試験	比重 0.89～0.94	比重 0.89～0.94
115	↓ 17	ポリブロピレン繊維 (項目の追加挿入)	本品10gにエタノール100mlを加えて冷浸し、	本品10gにエタノール100mlを加えて冷浸し、
119	↓ 8	木綿 純度試験 (1)色素	本品10gにエタノール水100mlを加えて冷浸し、 (青色205号)	本品10gにエタノール水100mlを加えて冷浸し、 (青色1号)
(平成20年3月18日審査会議通報)				
頁	行	項目	誤	正
別添 5	↓ 25	A-12 例1) <製造方法> ②	法範囲外及び特殊な製品については、	法範囲外及び特殊な製品については、
別添 6	↓ 3	A-12 例2) その1 <製造方法> ②	寸法範囲外及びその組合せ製品については、	寸法範囲外及び特殊な製品については、
別添 6	↓ 29	A-12 例2) その2[連番]002 <製造方法> ②	法範囲外及びその組合せ製品については、	法範囲外及び特殊な製品については、

頁	行	項目	誤	正
別添 6	↑ 2	A-12 例2) その2【運番】003 <製造方法> ②	法範囲外及びその組合せ製品については、	法範囲外及び特殊な製品については、
別添 8	↓ 4	A-14 ③重りの設定理由 注8	れることを防ぐため、	れることを防ぐため、
別添 9	↓ 27	A-18 ③)	組合せのときは、	特殊な製品で組合せのときは、
別表 1	↓ 8	No.5 酸化亜鉛 構成成分名 表面材の欄	○	○